

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年8月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900051号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900019号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月10日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年7月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成27年度夏賞与及び平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において同社から150万円の標準賞与額に相当する賞与(150万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(13万1,055円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年7月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900052号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900020号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月10日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年7月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成27年度夏賞与及び平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において同社から賞与(155万円)の支払を受け、標準賞与額の上限額である150万円に見合う厚生年金保険料(13万1,055円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年7月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900053号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900021号

第1 結論

請求者のA社における平成27年7月10日の標準賞与額を72万2,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年7月10日

請求期間について、A社から賞与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたが、賞与の記録がないため、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成27年度夏賞与及び平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間において同社から72万2,000円の標準賞与額に相当する賞与(72万2,000円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(6万3,081円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る平成27年7月10日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成27年7月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900042号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900018号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年12月31日から昭和62年1月1日まで

A社に昭和61年12月31日まで在籍していたが、厚生年金保険の資格喪失年月日が昭和61年12月31日となっている。同年12月を年金給付に反映される厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職年月日は昭和61年12月20日であることが確認できる。

また、B社の事業主は、当時の社会保険事務担当者に確認したとして、請求者が昭和61年12月31日に退職し、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していた旨回答しているものの、当時の資料を保管していないことから、請求者の退職年月日及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者は、給与明細書等を保管しておらず、事業所への文書照会以外の照会を希望していないことから、請求者の退職年月日及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。